

田辺市・橋本市での NPO 出張相談

和歌山県 NPO サポートセンターでは以下の2カ所で毎月1回、NPO 出張相談会を開いています。**NPO 法人設立・運営・役員変更・定款変更・認定 NPO 法人等に関する様々なご相談を受け付けています。**ご利用は無料ですが、事前に各センターへ団体名・相談内容等をお知らせいただき、予約をお願いします。なお、1件あたりの相談時間は原則として1時間以内です。

田 辺 市

田辺市市民活動センター

- 相談日：原則毎月第2金曜日の10時半～16時
- 場 所：田辺市民総合センター 1F
- 相談予約電話番号：0739-26-9833（FAX 同番号）
- 対 象：田辺市を中心とした紀南エリアで活動中、または活動しようとする団体

★上記とは別に、オンラインによるご相談、概ね5名以上のグループを対象とした県内出張 NPO 相談も実施しています。お気軽にお問い合わせください。

橋 本 市

橋本市市民活動サポートセンター

- 相談日：原則毎月第2水曜日の10時～16時
- ※8月は6日水曜となりますのでご注意ください
- 場 所：橋本市保健福祉センター 2F
- 相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX：0736-33-0095
- 対 象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

■ NPO・ボランティアのための助成金講座

毎年秋は各種助成金の募集が多い時期。今年度の助成金講座はいつもより早く7月に開催します。助成金事業の傾向と対策を学び、助成金獲得に向けて準備を進めませんか。

【日 時】7月12日（土）10:00～11:30

【場 所】和歌山ビッグ愛9階会議室C+ZOOM オンライン
※YouTubeでの見逃し配信も実施します。

【講 師】阪口 晃彦（和歌山県 NPO サポートセンタースタッフ）

【参加費】無料

参加希望の方、見逃し配信をご希望の方はこちらの QR コードからお知らせください。見逃し配信のご希望は7月12日以降も随時受け付けます。



第3回 9月20日（土）13:30～16:00
女性向け講座@和歌山ビッグ愛9階会議室C
詳しくは「わかやま NPO 広場」でご案内しています。



第3回申込

■ NPO のための被災地支援講座 [予告]

和歌山県は地震や大雨など様々な自然災害のリスクを抱えています。和歌山県で大規模な災害が発生した場合、どのような事態が考えられるのでしょうか。全国各地の大規模災害被災地での現場経験が豊富な講師からお話をうかがいます。

【日 時】9月13日（土）午後

【場 所】和歌山ビッグ愛9階会議室C

【講 師】前原 土武さん（災害 NGO「結」代表）

詳細が決まり次第「わかやま NPO 広場」などでご案内します。

■ サークル活動室のテーブル利用予約について

NPO サポートセンターのサークル活動室はテーブルが4区画あり、様々な作業のほか、打ち合わせ、休憩など様々な用途でご利用いただいています。会議前の打ち合わせなど「会議室を利用するまでもないけど必ず使いたい」というご要望にお応えして、サークル活動室の利用予約を開始しました。

- ◆予約は1団体につき1区画まで（活動室の占有は不可）
 - ◆飲食をされる場合のごみ等はご自身で処分してください
 - ◆和歌山ビッグ愛9階利用団体以外の予約はできません
- お申し込みは和歌山県 NPO サポートセンターまで。

NPO に関するご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9F）
TEL：073-435-5424 FAX：073-435-5425
メール：info@wakayama-npo.jp URL：https://www.wakayama-npo.jp/
受付時間：火曜日～土曜日 9:00～20:50 日曜日 9:00～17:30
休館日：月曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/3）

【指定管理者：認定特定非営利活動法人わかやま NPO センター】

和歌山県環境生活部 生活局 県民生活課（和歌山県庁本館2F）
TEL：073-441-2053 FAX：073-433-1771
メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp
URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

【本紙は古紙再生率70%以上の再生紙を使用しています】

和

になろう

県内で市民活動を行う団体や人を紹介します

No.79 NPO 法人 Happiness Kids Labo

ママたち・こどもたちのダンス教室からスタート

理事長の片山さんはこどもの頃からダンスが好きで、子育てのストレス発散も兼ね、子連れでダンスが楽しめる場所を探していました。ところがそのような場はなかなか見つからず、それなら自身で作ろうと思い立ち、2015年にママとこどものダンス教室をスタートさせました。

しかし、次女に小児がんが見つかります。入院し、手術と治療によって無事に快復しましたが、医療関係者や施設に恩返しをしたいと考え、片山さんはママやこどもたちへのダンス教室の収益を寄付する活動を続けました。

NPO 法人の立ち上げに

その後、片山さんは、以前から活動を共にしてきた引土さん・畑上さん（ともに現副理事長）と一緒に「病児や障害児のための活動」「親子の交流支援」「フェアトレード啓発」を三本柱に、障害の有無や環境、状況を問わずみんなが主役だという社会を目指そうという想いを形にするため、2023年6月に NPO 法人 Happiness Kids Labo を設立しました。

三本柱の事業をもっと多くのこどもたちへ

病児・障害児支援事業では、病気と闘っているこどもたちへの寄付活動のほか、難病や障害のあるこどもたちへダンスや英語あそび、アート、ハロウィンなど季節のイベントを開催しています。小児がん支援活動の「レモネードスタンド」や、和歌山県難病の子ども家族会主催の「リゾートキャンプ」にも参加するなど、活動の場がどんどん広がっています。



親子交流支援事業では、定期的に保護者を対象としたこどもに対する悩みを共有しあう場を開催し



ているほか、親子で参加する体験教室など、親子の交流を深める活動もしています。

フェアトレード啓発事業では、学校やイベントなどでフェアトレードの話をしています。海外での児童労働の現状を紹介し、国際理解を深めてもらう内容にしています。



小学校との連携を強くして、一緒にできることへ

法人では今後、特に小学校の6年間にわたる家庭教育支援に積極的に関わっていく計画です。そのなかで障害の有無は関係なく、全てのこどもたちを取り巻く環境を把握する考えです。

また、グローバル化が進む昨今、フェアトレードの授業を通じてこどもたちに国際問題への関心を持ってもらうことで、自分たちが世界のためにできることがあることを学び、こどもたちが自信を持つことにもつながると確信しています。

今後も、一緒にできること、やりたいこと、表現したいことをしていく場づくりを進めていきますと語ってくれました。

NPO 法人 Happiness Kids Labo
https://happiness-kids.org/



INDEX

表紙：NPO 法人 Happiness Kids Labo

p.1：特集 按分を知ろう

p.2：新規設立 NPO 法人、助成金&公募情報、お知らせ

p.3：和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

特集

按分（あんぶん）を知る

按分（あんぶん）ってご存じでしょうか。NPO 法人の会計では、主に支出した費用を適切な割合で部門ごとに割り振ることを指します。どのような時に、どのような方法で按分すればいいのでしょうか。

事業費と管理費の関係

まず NPO 法人の活動計算書でも出てくる「事業費」と「管理費」の定義をおさらいしましょう。

NPO 法人会計基準では、「事業費」は NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費やその他の経費、「管理費」は NPO 法人の各種の事業を管理するための費用と定義しています。

この事業費と管理費の関係をめぐっては、兼ねてから内閣府が「**事業費総額は管理費総額よりも多くなることを原則**」としてきた経緯があり、NPO 法人会計基準でも同様の見解を持っています。これは、NPO 法（特定非営利活動促進法）において「市民が自発的に行う非営利の活動を促進する」ことが定められており、法人の持つ資源はできるかぎり非営利活動に充てるべきという考え方を有していることも影響しています。

企業会計との違い

多くの会計ソフトは企業会計に準拠しています。企業会計は、総利益から「販売費（販売活動に要した人件費・旅費・運搬費・手数料など）」と「一般管理費（会社を管理するために要した人件費・家賃・通信費・賃借料など）」を差し引いた額を営業利益とするという考え方を持っています。多くの社員を擁して、販売活動に携わる人や資源、会社を管理する人や資源を明確に区分しやすい場合などでは計算がしやすいのですが、NPO 法人のように少ない職員で事業を運営している場合、1 人が事業運営にも団体管理にも携わったり、事務所を事業と法人の管理の両方に使ったり、というようなことは多々あります。

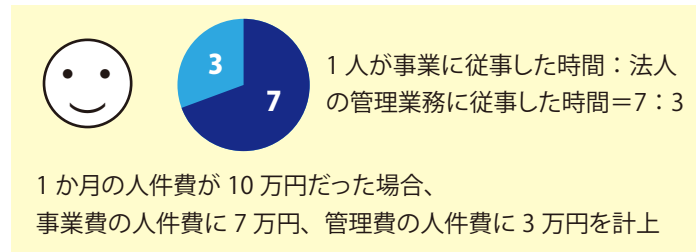
事業費・管理費双方に共通する経費をすべて管理費に計上してしまうと、NPO 法人全体としてみると「法人の維持管理にばかり経費が使われている」とみられ、社会的信用を失うことになりかねません。NPO 法人会計基準では、事業費・管理費に共通する経費は適切に按分することを求めています。「NPO 法人はボランティアで運営すべき」という考えから、人件費をすべて管理費に含めてしまう計算をされている団体もみられますが、事業に従事している場合は事業費にも適切に按分する必要があります。

按分の方法

事業・管理双方に共通する費用の按分の方法はいくつかあります。例をいくつかご紹介します。

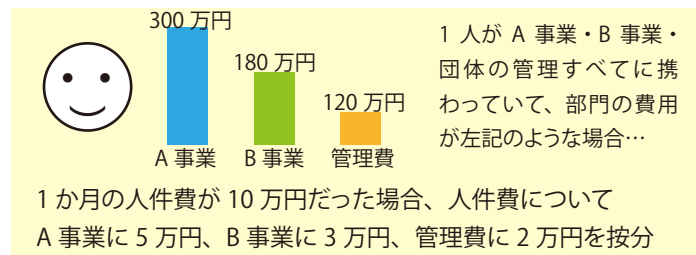
【1】時間按分

従事時間の割合により按分する方法です。例えば 1 人の職員が月のうち 7 割は NPO 法人の事業に、3 割は NPO 法人の管理に従事している場合、人件費を事業費：管理費＝7：3 に按分します。業務記録などから従事割合を割り出しましょう。



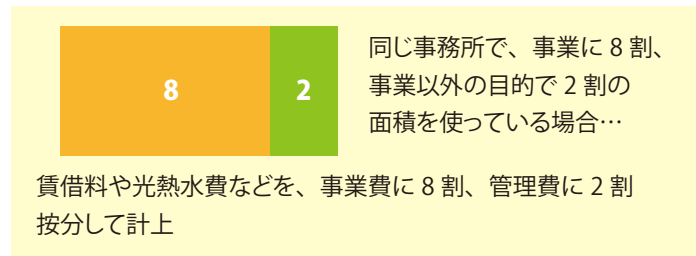
【2】収益／費用按分

按分対象の部門の収益もしくは費用に比例して按分する方法です。例えば費用の額が A 事業：B 事業：管理費＝5：3：2 となっている場合は、共通経費を 5：3：2 に按分します。収益額の比率で按分する方法もあります。



【3】面積按分

主に事務所等にまつわる経費を、従事しているスペースの比率に合わせて按分します。例えば、事務所の 8 割を事業に、2 割を事業以外の目的に、それぞれ活用している場合は賃借料や光熱水費などを 8：2 に按分します。



なお、按分の方法は合理的で説明できる必要があります。計算書類の注記の「重要な会計方針」の項目に「事業費と管理費に共通する経費は従事時間割合で按分しています」などのように記載しておくといいでしょう。また、いったん採用した按分方法はみだりに変更しないようにしてください。

新規設立 NPO 法人

◎NPO 法人まなびや（橋本市）
2025 年 3 月 25 日認証 代表者 福家 友理
子どもの健全育成につながる活動を展開します。

このコーナーでは、前号発行以降に NPO 法人の新規設立認証を受けた NPO 法人をご紹介します。

◎NPO 法人 HANDS（和歌山市）
2025 年 5 月 7 日認証 代表者 斎藤 忠孝
障害福祉サービス事業を実施します。

助成金 & 公募情報

Panasonic NPO/NGO サポートファンド for SDGs

【対象団体】 国内助成：日本国内の貧困の解消、または貧困と関連のある問題の解決に向けて取り組む NPO
海外助成：新興国・途上国など、支援を必要としている国・地域で貧困の解消、または貧困と関連のある問題の解決に向けて取り組む NGO
※ 民間非営利組織であり、設立から 3 年以上であることなどの条件もあります

【募集区分】 組織診断からはじめるコース… 1 年目に組織の優先課題と解決の方向性を明らかにし、組織基盤強化計画の立案と実施、2 年目以降は組織課題の解決や組織運営の改善に取り組むコース。助成額は 1 団体上限 150 万円（1 年目）
組織基盤強化コース…既に組織の優先課題と解決の方向性が明らかで、立案した組織基盤強化計画に基づいて、1 年目から具体的な組織課題の解決や組織運営の改善に取り組むコース。助成額は 1 団体上限 200 万円（各年）

【募集期間】 7 月 15 日（火）～7 月 31 日（木）必着
【主 催】 パナソニック ホールディングス株式会社
詳しくはウェブサイトをご覧ください。こちらのブログ記事から募集ページへのリンクを掲載しています。
<https://wnc.jp/subsidies/16974>

花王ハートポケット倶楽部助成事業

【対 象】 和歌山県内で活動する NPO・ボランティア団体（法人格の有無は不問）による、これから始めたい、または、充実させようとしている「地域コミュニティに主体的に関わる事業」
事業対象期間は 2026 年 1 月～12 月。
【助成区分】 スタートアップ助成…設立 2 年未満の団体
助成額 5 万円、4 団体
パワーアップ助成…設立 2 年以上の団体
助成額 10 万円、3 団体
【募集期間】 7 月 11 日（金）～8 月 22 日（金）消印有効
【主 催】 花王ハートポケット倶楽部・花王株式会社
詳しくはウェブサイトをご覧ください。7 月上旬に募集要項を公開します。<https://wnc.jp/works/11664>

お知らせ

刑法改正にともなう NPO 法改正について

2025 年 6 月 1 日に改正刑法が施行され、従来の刑罰にあった「禁錮」と「懲役」が「拘禁刑」に一本化されました。これ

にともない特定非営利活動促進法（NPO 法）においても、役員の欠格事由について定めた条文が変更となっています。

今後、法人設立や役員任期満了などで役員を選任され、「就任承諾および誓約書」を作成いただく場合は、NPO 法の新しい第 20 条・第 21 条をご確認くださいますようお願いいたします。

NPO 法の新しい条文は内閣府 NPO ホームページで、就任承諾及び誓約書の新しいひな形は和歌山県県民生活課ウェブサイトの NPO 法人設立・運営関係書類のひな形ダウンロードページでご確認いただけます。

Windows10、Microsoft Office2016・2019 のサポート終了に向けての対応はお済みですか

Microsoft 社の OS「Windows10」や Microsoft Office 2016・Office2019（単体販売されている Word や Excel などの 2016・2019 バージョンも同様）は、今年 10 月 14 日（米国時間）にサポート期限が満了します。

その後も利用を続けた場合、セキュリティリスクが高くなるほか、サポートも受けられなくなるなどのトラブルが想定されます。対応 PC への買い替えなどの検討をお願いします。

被災地生活支援 NPO 登録を受け付けています

和歌山県では、大規模災害発生後に避難所などにおいて、被災された方への生活支援活動を提供できる NPO・ボランティア団体の登録を随時受け付けています。

【活動例】高齢者、障害者、外国人への支援活動、子育て支援活動、被災された方の心のケア、炊き出しなど

被災後に県または市町村から協力の要請があった場合、要請内容に該当する活動をおこなっている登録団体に情報提供します。可能な場合は構成員を当該地域に派遣していただき、被災された方の生活を支援するものです。

団体の法人格の有無は問いません。新規登録・登録内容の変更等は随時受け付けています。和歌山県 NPO サポートセンターまでお知らせください。

本制度の詳細については以下の URL からご覧いただけます。
https://www.wakayama-npo.jp/hisaichi/his_index.html

【各種情報はメールマガジン等でも配信中！】

和歌山県 NPO サポートセンターに届くイベント情報や助成金情報等は情報ブログでご紹介していますが、毎月 1 日・15 日（休館日等と重なる場合は翌開館日）に発行しているメールマガジンでも直近 2 週間に届いた各種情報のヘッドラインをご紹介します。メールマガジンは上の QR コードから配信登録ができます。

サポセン SNS 随時更新中！

Facebook

X (旧 Twitter)

Instagram